

不動産登記

【概要】

不動産登記とは、私たちの大切な財産である土地や建物の所在・面積のほか、所有者の住所・氏名などについて、民法や不動産登記法に精通した登記官(法務局職員)が登記簿に記録し、一般公開する制度です。登記事項証明書は、手数料を納めれば、誰でも請求することができます。

●所有権の移転の登記

土地や建物を買って自分が所有者になったということを誰にでも主張できるようにするための登記



●抵当権の設定の登記

土地や建物を担保にして銀行などからお金を借りるときに設定する登記



このように、不動産に関する情報を登記簿に記録し、公示することで、国民の権利の保全を図り、不動産の取引の安全と円滑を図っています。

登記事項証明書の見本

権利部 (甲区)		権利部 (乙区)	
権利種類	所有権	権利種類	所有権
権利内容	所有権	権利内容	所有権
権利内容	所有権	権利内容	所有権
権利内容	所有権	権利内容	所有権

登記手続の流れ

1 登記原因（売買、相続など）の発生



2 申請書の作成・添付書類の入手



3 申請書及び添付書類の提出



4 登記所での審査

①受付 ②調査 ③記入 ④校合 ⑤登記識別情報作成



5 登記識別情報及び登記完了証の受取り